

# 「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和8年1月  
物流・自動車局  
審査・リコール課

## 1. 改正の背景

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第196回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第178号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第17号）」等の改訂が採択されたことに伴い、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の改正が行われた。また、能力基準適合証明書の交付を受けている者が、能力の基準に適合することを証する書面の記載事項に重大な変更を加えようとする場合の審査において、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみの審査（部分審査）を行うこととして自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）の改正が行われた。

さらに、WP29第193回会合において、「サイバーセキュリティに係る協定規則（第155号）」の対象に「カテゴリ（軽二輪及び原付を含む。）」が追加されたことを受け、業界より、検査対象外軽自動車等（軽二輪及び原付を含む。）の「サイバーセキュリティに係る協定規則（第155号）」に関するUN認可証（E43）の取得及び軽二輪の国際流通の円滑化等の観点から、検査対象外軽自動車等の制動装置及び騒音防止装置においても、E43の取得が可能となるよう要望されている。

加えて、令和7年3月より実施している申請書類の削減などの認証に係る手続の簡素化及び合理化の検討及び見直しについて、引き続きの検討を行った。

これらを踏まえ、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号。以下、「装置型式指定実施要領」という。）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1252号。以下、「自動車型式認証実施要領」という。）
- ・「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日付国自審第534号。以下「共通構造部型式指定実施要領」という。）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日付国自審第535号。以下、「多仕様自動車型式指定実施要領」という。）
- ・「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1255号。以下、「輸入自動車特別取扱」という。）
- ・「自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和2年8月5日自審第738号。以下、「特定改造等の許可実施要領」という。）

- ・自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）（令和2年8月5日付国自審第737号。以下「特定改造等の許可に基づく大臣が定めるもの」という。）

## 2. 改正の概要

### (1) 「装置型式指定実施要領」の一部改正

- ① 以下の協定規則の新設及び改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行う。
  - ・「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第17号）」
  - ・「二輪車の騒音防止装置に係る協定規則（第41号）」
  - ・「仕切り装置に係る協定規則（第126号）」（※2）
  - ・「座席ベルトおよび年少者用補助乗車装置の搭載性に係る協定規則（第173号）」
  - ・「座席ベルトリマインダーに係る協定規則（第174号）」
  - ・「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第175号）」
  - ・「緊急車線維持装置に係る協定規則（第178号）」
- ② 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の規定を追加する。

### (2) 「自動車型式認証実施要領」の一部改正

- ① 軽微な変更の取扱要領について、以下の内容の合理化を行う。
  - ・軽微な変更に該当するものについて、明確化を行う。
  - ・諸元表第3号様式の項目の見直し及び提出書面の簡素化に伴う軽微な変更に該当する事例について、整理を行う。
- ② 諸元表第3号様式の英語併記を可能とする。
- ③ 電子申請を行う場合の内部統制システム等の書面について、来年3月末に実施するシステム改修との整合を図る。（※1）
- ④ 農耕トラクタの諸元表について座席ベルト欄を追加する。

### (3) 「共通構造部型式指定実施要領」の一部改正

- ① 別記様式について、仕切り装置等を追加した。（※2）
- ② 軽微な変更の取扱要領について、以下の内容の合理化を行う。
  - ・軽微な変更に該当するものについて、明確化を行う。
  - ・提出書面の簡素化に伴う軽微な変更に該当する事例について、整理を行う。
- ③ 電子申請を行う場合の内部統制システム等の書面について、来年3月末に実施するシステム改修との整合を図る。（※1）

### (4) 「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正

- ① 別記様式について、仕切り装置等を追加した。（※2）
- ② 軽微な変更の取扱要領について、以下の内容の合理化を行う。
  - ・軽微な変更に該当するものについて、明確化を行う。
  - ・諸元表第2号様式の項目の見直し及び提出書面の簡素化に伴う軽微な変更に該当す

る事例について、整理を行う。

- ③ 諸元表第2号様式の英語併記を可能とする。
- ④ 電子申請を行う場合の内部統制システム等の書面について、来年3月末に実施するシステム改修との整合を図る。(※1)

(5) 「輸入自動車特別取扱」の一部改正

- ① 電子申請を行う場合の内部統制システム等の書面について、来年3月末に実施するシステム改修との整合を図る。(※1)

(6) 「特定改造等の許可実施要領」の一部改正

- ① 1. の改正に伴い、能力証明に係る申請書への記載方法、申請書の提出要領等について明確化を行う。

(7) 「特定改造等の許可に基づく大臣が定めるもの」の一部改正

- ① 特定改造の許可制度において、型式指定自動車等であって、当該自動車の一部の構造、装置又は性能を変更した自動車については、現行1台毎に申請していたものを、申請者負担の軽減を図るべく、同一の構造、装置及び性能を有する自動車であればまとめて1つの型式として申請を可能とする。

### 3. スケジュール

公布：令和8年1月9日（金）

施行：令和8年1月11日（日）

(※1 令和8年4月1日 ※2 仕切り装置のみ令和8年3月31日)